

第6章 計画段階環境配慮書についての福岡県知事の意見と事業予定者の見解

計画段階環境配慮書についての福岡県知事の意見と事業予定者の見解は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1(1) 福岡県知事の意見と事業予定者の見解

No.	項目	福岡県知事の意見	事業予定者の見解
1	全般的事項	<p>国道 201 号は、福岡県北部を東西方向に横断し、九州道と東九州道を連結するとともに、物流拠点である博多港と苅田港等を結ぶ主要な幹線道路である。</p> <p>このうち、国道 201 号香春町～行橋市は、国土交通省九州地方整備局が、国道 201 号において現況が 2 車線であり 4 車線化の事業化がされていない約 7km の区間について、計画段階配慮書の手続きを進めるものである。</p> <p>本配慮書では、事業実施想定区域の設定において、国道 201 号線の北側の区域における北側別線整備案、国道 201 号線の南側の区域における南側別線整備案、現道を拡幅する現道活用案の 3 案が設定されている。</p> <p>これらの事業実施想定区域及びその周辺には、集落や市街地、古墳や遺跡及び筑豊県立自然公園など環境配慮が必要となる施設等が多く存在し、自動車の走行に伴う騒音の増加による沿道地域への環境負荷や動植物及び生態系への影響が生じることが懸念される。これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、検討の経緯及び内容について、環境影響評価調査計画書以降の図書において適切に記載をすること。</p>	<p>本事業計画の更なる検討に当たっては、検討の経緯及び内容について、調査計画書以降の図書において適切に記載します。なお、調査計画書では、P3-22 に記載しました。</p>
2	全般的事項	<p>今後の詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、環境の保全上重要な施設や動植物及び生態系等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>また、事業計画の具体化に伴い、計画段階配慮書において選定した環境影響評価の項目のほか、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合など、環境影響評価手続きの実施に当たっては、学識経験者等専門家の意見を聴取し、最新の知見及び情報を幅広く収集することに努め、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価調査計画書に反映すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、環境の保全上重要な施設や動植物及び生態系等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、環境影響評価調査計画書における項目選定にあたり、専門家の意見を聴取し、最新の知見及び情報を幅広く収集することに努め、調査計画書 P8-1 に記載しました。</p>

表 6-1 (2) 福岡県知事の意見と事業予定者の見解

No.	項目	福岡県知事の意見	事業予定者の見解
3	全般的事項	環境影響評価調査計画書以降の図書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を記載するなど、丁寧かつ分かりやすい図書となるよう努めるとともに、環境影響評価手続きについて、周辺住民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得ながら実施すること。	調査計画書以降の図書の作成に当たっては、丁寧かつ分かりやすい図書となるよう努め、周辺住民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めます。
4	大気質	事業実施想定区域及びその周辺には、市街地や集落が分布し、住居等など環境配慮が必要となる施設が多く存在する。このため、本事業の実施に伴う住居等への自動車交通騒音及び排気ガス等の影響を回避又は極力低減すること。	本事業の実施に伴う住居等への自動車交通騒音及び排気ガス等の影響について、できる限り回避・低減します。
5	水環境	本事業は周防灘に流入する二級河川の長狭川などを横断するため、工事実施や土地の改変に伴う濁水の発生による水環境への影響が懸念される。このため、今後の詳細なルートの位置、工事手法及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートの位置、工事手法及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。
6	動物・植物・生態系	事業実施想定区域及びその周囲には、水田や水路が多く分布し、ため池や植生自然度が高い二次林も存在することから、福岡県絶滅危惧種であるヤマアカガエル、ドジョウ、コガタノゲンゴロウ、ミズマツバ及びミズオオバコなど、多くの希少種が生息・生育している可能性がある。また、本配慮書に重要な動物として挙げられているチクシブチサンショウウオは、令和4年1月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく「国内希少野生動植物種」に指定されている。 したがって、環境影響評価調査計画書以降の手続きにおいては、動植物種及び生態系について調査を綿密に行い、有識者や関係機関からの意見を踏まえて、適切に予測、評価を実施し、環境の保全に努めること。	調査計画書以降の手続きにおいては、動植物種及び生態系について調査を綿密に行い、有識者や関係機関からの意見を踏まえて、適切に予測、評価を実施し、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 6-1(3) 福岡県知事の意見と事業予定者の見解

No.	項目	福岡県知事の意見	事業予定者の見解
7	景観・人と自然の触れ合いの活動の場	<p>事業実施想定区域は、筑豊県立自然公園や仲哀公園に隣接し、周辺にはビワノクマ古墳などの主要な眺望点も存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。</p> <p>このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然の触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。</p>	<p>詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然の触れ合いの活動の場への影響をできる限り回避・低減するよう配慮するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を極力低下させない様に努めます。</p>
8	廃棄物等	<p>工事の実施に伴い、廃棄物や建設残土が多く発生するおそれがあることから、その発生を抑制するとともに、適切に調査、予測及び評価を実施すること。</p> <p>また、やむを得ず発生する廃棄物や建設残土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>廃棄物や発生残土については発生を抑制し、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、やむを得ず発生するものについては、可能な限り再生資源として利用を図るなど適切に処理します。</p>